

岡山県地域限定保育士試験保育実技講習会における修了判定基準

岡山県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目のいずれかに該当する場合は、原則「未修了」とする。

第1 受講状況

- (1) 各科目の演習、講義及び実習（以下「講義等」という。）を欠席した場合。
- (2) 講義等に遅刻をした場合。ただし、公共交通機関の遅延等、受講者の責に帰さない理由がある場合には、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。
- (3) 講義等開始後に一時的な離席、又は早退した場合。ただし、受講者から体調不良等の申し出があり、やむを得ず離席又は早退する必要がある場合には、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。

第2 提出物

- (1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習及び保育実践見学実習におけるレポートのいずれかが提出されていない場合、又は提出したレポートにおいて指定された要件を満たしていない場合（再提出したレポートが指定された要件を満たしている場合を除く）。
- (2) 誓約書その他講習会運営事務局（以下「事務局」という。）が求める書類を提出していない場合。

第3 受講姿勢

- (1) 講師及び事務局の指導に従わない、講習の進行を妨害する、講義と関係ない行動をとる、演習に参加しないなど、受講態度が不適切で、事務局より退席を指示された場合。

第4 保育実技講習会実施要領に定める目標への到達状況

- (1) 提出されたレポート等を踏まえ、各科目の到達目標に著しく達していないと講師及び事務局が判断した場合。
- (2) 提出されたレポートが保育所保育指針の見方を逸脱するなど不適切な内容となっていると講師及び事務局が判断した場合。

(注) 提出されたレポートが、上記第4（1）又は（2）に該当する場合は、レポートの再提出を求めることがある。